

特定分野に特異な才能のある児童生徒への支援の推進事業実施要項

令和 6 年 1 2 月 2 7 日

文 部 科 学 大 臣 決 定

1 事業概要

特定分野に特異な才能のある児童生徒（以下「特異な才能のある児童生徒」という。）は、その才能や認知・発達の特性等がゆえに、学習上・学校生活上の困難を抱えることがあると指摘されている。本事業では、多様性を認め合う個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実の一環として、こうした児童生徒の興味・関心や特性に応じた教育活動や支援体制の構築を行い、特異な才能のある児童生徒の困難の解消や才能の伸長を図る。

2 採択の手続

- （1）事業の実施を希望する教育委員会又は法人格を有する団体は、文部科学省に本事業実施に係る申請書を提出するものとする。
- （2）文部科学省は、提出された申請書を審査し適切と認めるときは、本事業を実施する教育委員会又は法人格を有する団体を予算の範囲内で採択する。

3 事業の委託

文部科学省は、採択した教育委員会又は法人格を有する団体（以下「事業実施団体」という。）に本事業の実施を委託する。

4 研究開発の実施

事業実施団体が特定の学校と連携して本事業を実施する場合であって、当該学校に在籍する特異な才能のある児童生徒に対して、当該児童生徒の抱える学習上・学校生活上の困難の解消や才能の伸長を図るための特別の指導を実施し、これに関する教育課程等の改善に資する実証的資料を得るために必要がある場合には、文部科学省は、当該学校を、学校教育法施行規則第 5 5 条（同規則第 7 9 条、第 7 9 条の 6 及び第 1 0 8 条第 1 項において準用する場合を含む。）、第 8 5 条（同規則第 1 0 8 条第 2 項において準用する場合を含む。）及び第 1 3 2 条の規定に基づき、現行教育課程の基準によらない教育課程を編成、実施して研究開発を行うことができる学校として指定することができる。

5 事業の運営

- （1）文部科学省は、本事業に係る企画、審査及び評価等を行うため、企画評価会議を開催する。
- （2）文部科学省は、本事業の実施状況について、事業実施団体及び事業実施団体が連携する学校に対して聴取及び実地調査をすることができる。

6 委託の期間

事業の委託は会計年度ごとに行うが、事業実施団体の委託の期間は、原則として2年とする。

7 実績の報告及び活用

- (1) 事業実施団体は、本事業における成果・実績を毎年度文部科学省に報告するものとする。
- (2) (1) により報告された実績については、文部科学省においてその集録を編集し、一部または全部を修正・翻案し、文部科学省刊行物をはじめとした書籍、インターネット及びその他の媒体により公表することができるものとする。

8 委託経費

- (1) 文部科学省は、予算の範囲内で本事業の実施にあたり必要な経費を支出する。
- (2) 文部科学省は、必要に応じ、委託に係る経理処理状況について実態調査を行うものとする。

9 本事業における企画評価会議

- (1) 本事業における企画評価会議は、学校教育に専門的知識を有する者、学識経験者、特異な才能のある児童生徒の支援に関する有識者等をもって構成する。
- (2) 本事業における企画評価会議は、事業実施団体から事業の実施状況について、聴取することができる。

10 文部科学大臣の講ずる措置

文部科学大臣は、事業の実施が、趣旨及び事業目的に反し、又は沿わないと判断するときは、本事業における企画評価会議の意見を聴いて、採択の取消を含めた必要な措置を講ずる。

11 その他

この要項に定める事項のほか、本事業の実施に当たり必要な事項については、本事業における委託要項等による。